

IV 関東森林管理局仕様書

1 総則

- (1) この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

剥皮防止資材設置特記仕様書

1. 設置標準図

別紙「標準設計図&施工説明書」のとおり

2. 材料表

品名	品質	規格	数量	単位	適用林小班
剥皮防止用テープ	生分解性テープ (ポリ乳酸樹脂製フィルム)	巾 50 mm×長 350m/巻 色：白	309	巻	事業箇所 全小班

本仕様書は上記品質・規格を参考とし、これと同等のものとする。

3. 獣害防除資材の購入

本作業で使用する剥皮防止資材資材（剥皮被害防止テープ）は請負者が購入し、設置前に監督職員立会のもと、品質・規格・数量等の確認検査を受けること。

4. 取り付け木の選木

- (1) 取り付け対象木は区域内の全立木とする。ただし、損木、形質不良木、劣勢木、被害木（幹回りの樹皮が2/3以下のもの）は除くものとする。
- (2) シカ・クマが通る道の周辺や将来にわたり保残すべき優良木について重点的に巻き付けること。
- (3) (1) ただし書きに関わらず設置が必要と思われるものについては、監督職員と協議すること。

5. 設置本数

事業箇所一覧表のとおりとする。

6. 取り付け方法

- (1) 山側から見て約 130 c mの高さから、らせん状に 10 周程度回し地際付近まで巻き付けることとし、テープの始点および終点については、解れて着脱しないよう措置を講ずること。
対象木へ巻き付ける際、強度な締め付けをしないように留意すること。
- (2) テープを巻き付ける際、ねじれないように設置すること。
- (3) 詳細については、別紙「標準設計図&施工説明書」のとおり

剥皮被害防除用テープ 標準設計図&施工説明書

らせん巻き(径級にかかわらない)

巻き始め2回、らせん巻き6回、巻き終わり2回の計10回巻き付ける。

